

店頭FX取引に係るリスク情報に関する開示

計測日時:2024年11月29日
イ. 未カバー率は、23:00、25:00、27:00の3時点のうち未カバーポジションの額が最大となる時点で計測
ロ. カバー取引の状況は、23:00、25:00、27:00の3時点のうちカバー取引先における建玉の合計額が最大となる時点で計測
ハ. 平均証拠金率は、取引終了時点で計測

イ. 未カバー率

【計算式】（未カバーポジション^(注)／|顧客の買い建玉－顧客の売り建玉|）×100
(注)顧客の建玉のうち、顧客の建玉同士で売り買いが対当しておらず、かつ、カバーされていない顧客の建玉

未カバー率

0%

ロ. カバー取引の状況

【各区分の計算式】
(各区分のカバー取引先における買建玉と売建玉の合計／全カバー取引先における買建玉と売建玉の合計) × 100

格付け無し	格付け無し	格付け無し
【Hantec Markets(Australia)Pty Limited】	【Hantec Markets (V) Company Limited】	【Hantec (Seychelles) Services Limited】
0.43%	23.49%	76.08%

ハ. 平均証拠金率

【計算式】実預託額／(顧客の買い建玉＋顧客の売り建玉) × 100

平均証拠金率

21%

(参考)
店頭FX取引を行う金融商品取引業者は、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第28号の2の規定に基づき、特定通貨関連店頭デリバティブ取引(店頭FX取引)に係る上記リスク情報を開示することが義務付けられています。